寄附金を支出された個人の皆さまへ

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、大分県が条例により指定した法人又は団体に対する 寄附金を支出した個人の方は、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

区 分		対 象
1	指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金)	①県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの ②県内に従たる事務所又は事業所を有する法人又は団体 (<u>申請により個別指定されたものに限る</u>)に対するもの
2	特定公益増進法人に対する寄附金	
3	認定NPO法人(仮認定を含む)に対する寄附金	
4	特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
5	認定特定公益信託に対して支出した金銭	県知事又は県教育委員会の所管に属するもの

⁽注)特定地域雇用等促進法人に対する寄附金は、平成25年11月30日までに支出したものに限ります。

(2) 個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けられる方

平成24年1月1日以後に、上記(1)の寄附金を支出した個人の方で、寄附金を支出した年の翌年1月 1日現在に大分県内に住所を有する方は、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

(3) 個人県民税の寄附金税額控除額の算定

(寄附金額-2,000円)×4%=控除額

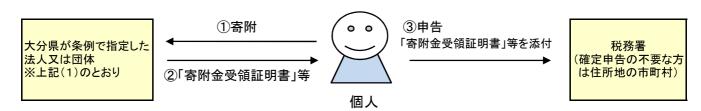
県と市町村の指定により最大で10%の寄附金税額控除の 適用を受けることができます。(県:4%、市町村:6%)

- ●対象となる寄附金額の上限:総所得金額等の30%
- ■個人市町村民税の寄附金税額控除を受けるには、お住まいの市町村が寄附金を条例で指定する必要があります。寄附金の指定状況については、お住まいの市町村の税務主管課にお問い合わせください。

(4) 個人県民税の寄附金税額控除の申告

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出した個人の方が、寄附金を支出した年の翌年3月15日までに所轄の税務署で確定申告を行う必要があります。(確定申告の不要な方が個人県民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、住所地の市町村の税務主管課にて個人住民税の申告を行う必要があります。)

なお、申告の際は、寄付先の法人又は団体が交付した「寄附金受領証明書」等の書類の添付を要しますので、ご注意ください。



詳細については、大分県総務部税務課(トム097-506-2384)までお問い合わせください。



く個人県民税の寄附金税額控除を受けるための申告方法>

